譲渡申出に当たっての申告書

年　　月　　日

譲渡申出者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

山林の譲渡申出書（事前提出）を提出するに当たり、譲渡を申出る山林及び譲渡を申し出る者について以下のとおり要件を満たしていることを申告します。

　なお、申告内容が事実と異なる場合は、譲渡契約締結後においても契約を取消されることについて異議はありません。

**〇譲渡を申し出る山林について　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック**

　①所有権以外の権利（抵当権、差押等）は登記されていない。　　　　□

　②主伐後等で森林に更新されていない土地ではない。　　　　　　　　□

　③人家や墓地等に隣接し、倒木等により損害を与える恐れはない。　　□

　④建物や山林の利用を阻害する工作物（墓、祠等）はない。　　　　　□

　⑤土壌汚染や埋設物はない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

　⑥管理費の負担、その他町有となった場合、町が不利益を被る恐れ　　□

はない。

**〇譲渡を申し出る者について**

　⑦同一世帯内に佐用町に税金、公共料金等の滞納がある者はいない。　□

　⑧同一世帯内に反社会勢力に属している者はいない。　　　　　　　　□

　⑨共有の場合、共有者全員から譲渡申出書が提出できる。　　　　　　□

　⑩相続登記が必要な場合、譲渡申出者が責任を持って遺産分割協議　　□

書等登記に必要な書類を収集し、町に提出する。

**〇譲渡を申し出る山林における第3者との契約・協定・覚書の有無　　有・無**

例：森林経営計画委託契約・分収造林契約・森林整備事業協定書　等

注1　チェック項目を確認し、該当する場合は□にレ点を記入してください。

２　⑨共有でない場合、⑩相続登記不要の場合もチェックしてください。